

令和 7 年 5 月 1 6 日
健康福祉常任委員会資料

医療確保と健康づくり

- ・ 医薬品等の安全対策の推進

保 健 医 療 部

薬 務 課

目 次

【医薬品等の安全対策の推進について】

I	医薬品の安全性確保対策・・・・・・・・・・・・・・・・	3
II	災害時の医薬品供給等・・・・・・・・・・・・・・・・	4
III	毒物劇物の危害発生防止対策・・・・・・・・・・・・	5
IV	薬物乱用防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
V	血液確保及び造血幹細胞移植推進対策・・・・・・・・	7
VI	温泉対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
資 料 編（文中に参照頁を表示）・・・・・・・・・・		10
用 語 編（文中に※で参照番号を表示）・・・・・・・・		14

【医薬品等の安全対策の推進について】

I 医薬品の安全性確保対策

保健衛生の向上に必要な医薬品等について、兵庫県薬事審議会の意見等を踏まえ、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）に基づき、薬局及び医薬品製造販売業等への監視指導を行うとともに、かかりつけ薬剤師・薬局の定着促進やジェネリック医薬品（後発医薬品）（※１）の安心使用の促進等に努めている。

1 医薬品等の許認可・監視指導

【17,632千円】

(1) 製造・製造販売業関係

医薬品、医療機器等の製造業及び製造販売業に係る承認・許可等について、薬局等構造設備規則、製造管理及び品質管理の基準省令等により審査を行っている。

また、令和6年度は、製造・製造販売業計1,099施設に対して、243件の立入検査等により、医薬品の無許可製造販売等7件の違反に対して改善指導・措置を行った。（P10 1 参照）

(2) 薬局・販売業関係

薬局、医薬品販売業及び高度管理医療機器販売業等に係る許可・届出について、薬局等構造設備規則、薬局等の業務を行う体制省令等により審査を行っている。

また、令和6年度は、薬局・販売業等計3,368施設に対して、1,206件の立入検査等により、必要な研修を受講していない等19件の違反に対して改善指導・措置を行った。（P10 1 参照）

さらに、自己管理の強化等を推進するため、令和6年度は延べ20回、795人に対して講習会を実施した。

(3) 薬局機能情報の公表

医薬品医療機器等法に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うための情報を、厚生労働省が提供する全国統一的な検索・情報提供システム「医療情報ネット」により公表している。

<公表情報>

基本情報(14項目)	薬局の名称、開設者、管理者、所在地、電話番号、開店時間、健康サポート薬局である旨の表示、地域連携薬局の認定の有無、専門医療機関連携薬局の認定の有無及び傷病の区分 等
その他の情報 (33項目)	薬局までの主な利用交通手段、駐車場、薬局サービス、費用負担、業務内容、提供サービス、実績等に関する事項 等

2 かかりつけ薬剤師・薬局の定着促進

【5,462千円】

患者が医薬品の重複や相互作用を防止する等の医薬分業のメリットを享受できるよう、兵庫県薬剤師会と連携して「かかりつけ薬剤師・薬局」に係る研修会開催等による訪問薬剤師の育成並びに患者宅の残薬を整理し適正使用推進を図るとともに、医薬品医療機器等法改正により位置付けられた地域連携薬局制度等（※2）の認定取得を推進する。

＜令和6年度実施状況＞

多職種連携・訪問薬剤師育成研修会	実施回数：18回 参加者：637人（薬剤師351人、他職種286人）
訪問薬剤師スキルアップ研修会	実施回数：1回 参加者：34人

＜令和5年度医薬分業率＞ 兵庫県 78.3%（全国 80.3%）

（P10 2参照）

3 ジェネリック医薬品（後発医薬品）の安心使用促進

【10,254千円】

患者の負担軽減等に寄与する後発医薬品を県民・医療関係者が安心して使用できるよう、関係団体と協力し県民への普及啓発や医療関係者への情報提供を行っている。

また、厚生労働省と協力し、流通しているジェネリック医薬品を県立健康科学研究所において溶出試験（※3）を行い、品質を確認している。

＜令和6年度ジェネリック医薬品数量シェア＞

兵庫県87.2%（全国85.0%、目標：令和11年3月までに全ての都道府県で80%以上）

（P10 3参照）

Ⅱ 災害時の医薬品供給等

1 災害時の医薬品等の供給

災害時等における緊急用医薬品等の安定供給を確保するため、平成18年6月に兵庫県医薬品卸業協会と、平成19年1月に兵庫県医療機器協会及び日本産業・医療ガス協会兵庫県支部と協定を結び、保有する流通在庫医薬品等について、県への優先的供給体制を構築している。

2 災害薬事コーディネーターの設置

災害発生時に保健医療福祉調整本部において、医薬品等の供給調整、薬剤師の受入・派遣調整、薬局等の被害状況の情報収集等に迅速に対応するため、（一社）兵庫県薬剤師会長からの推薦を受け、災害薬事コーディネーターを設置している。

3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄

【81,590千円】

新型インフルエンザ対策として、国が示した抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方針等を踏まえ、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき本県備蓄目標総量 752,500人分を確保し、新型インフルエンザの大流行に備える。



備蓄薬の保管状況

<備蓄状況>

(単位：人分)

備蓄薬剤	R6年度	R7年度計画			
	R6末現在	廃棄	購入	R7末予定	目標
タミフル [®] セル	187,900	—	—	187,900	219,300
リレンザ	51,400	△37,075	37,075	51,400	51,400
タミルトライシロップ	137,000	—	—	137,000	126,600
ラピアクタ	19,600	—	—	19,600	19,600
イナビル	338,600	—	—	338,600	273,900
ゾフルーザ	18,000	—	—	18,000	61,700
計	752,500	△37,075	37,075	752,500	752,500

Ⅲ 毒物劇物の危害発生防止対策

【418千円】

保健衛生上、重大な危害を及ぼす毒物劇物について、毒物及び劇物取締法に基づき、その危害防止対策の推進を図っている。

毒物劇物営業者の許認可・監視指導

毒物劇物の製造・輸入・販売業等の登録・届出等について、毒物劇物の流出、飛散防止等の基準及び取扱責任者の資格等に係る審査を行っている。

また、令和6年度は、毒物劇物の製造・輸入・販売業者等計1,001件に対して、442件の立入検査を実施し、指導を行った。(P11 4参照)

Ⅳ 薬物乱用防止対策

本県における薬物乱用の現状は、令和6年の検挙者数でみると、令和5年に比べ42人増加して766人となっており、覚醒剤事犯が全薬物事犯の35.6%を占めている。また、大麻事犯検挙者は451人(初犯者が約9割、30歳未満が約7割)で、令和5年と比べて4人増加し、全薬物事犯の58.9%となっている。(P11 5参照)

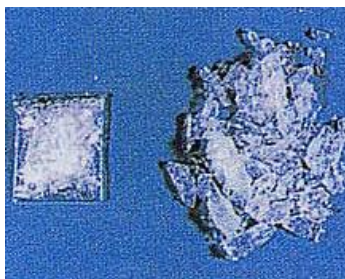
警察、行政、教育機関など関係機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な薬物乱用防止対策を強力に推進することにより、薬物乱用を許さない社会環境づくりに努めている。

なお、危険ドラッグ(※4)については、平成26年に「薬物の濫用の防止に関する条例」を制定して規制を強化するなどの取組により、販売店舗を一掃した。しかし、その後も指定薬物による検挙や新たな指定薬物の指定は続いており、令和5年度には規制薬物類似物質の合成カンナビノイドによる健康被害が社会問題となり、「薬物の濫用の防止に関する条例」を初めて適用し、健康被害が発生した未規制物質を含有する疑いのある製品を貯蔵等していた販売店3店舗について、条例に基づく「知事監視店」として指定した。現在、顕著な動きはないが、状況を注視している。

乾燥大麻(マリファナ)



覚醒剤



兵庫県薬物乱用対策
推進会議マスコット
「まやタン」

1 麻薬等取扱者の許認可・監視指導

【9,989千円】

麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、麻薬取扱者の免許の交付等を行うとともに、届出を審査している。

また、令和6年度は、麻薬・向精神薬等を取り扱う医療機関、薬局、研究施設等計5,423施設に対し、681件の立入検査を実施し、麻薬の無免許施用、麻薬・向精神薬の不正譲渡等18件の違反に対して改善指導・措置を行った。(P12 6 参照)

2 啓発活動の推進

【3,262千円】

(1) 重点期間の取り組み

日常の啓発と併せて、全国一斉に実施される「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

(6月20日～7月19日)及び麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動(10～11月)の期間に重点的な啓発活動を実施している。

令和6年度は危険ドラッグ(大麻グミ等)の危険性等の正しい知識を普及啓発するためにJR姫路駅前にて街頭啓発を実施した。

＜令和6年度実施状況＞ 啓発活動実施件数：62か所

啓発資材配布：45,823部



街頭キャンペーン

(2) 薬物乱用防止指導員の設置及び組織活動の充実

保護司、学校薬剤師など約520名を薬物乱用防止指導員に委嘱し、生徒や保護者等への啓発活動を行うほか、県内12地区(10県民局・尼崎・西宮)毎に指導員協議会を設置し、指導員による地域に密着した効果的な啓発活動の展開を図っている。

(3) 不正大麻・けしの撲滅

5～6月の2か月間、不正大麻・けし撲滅運動を展開し、大麻やけしについて正しい知識を啓発するとともに、不正大麻・けしの発見、抜去に努めている。

＜令和6年度処分状況＞ けし：310件(73,788株)



けし抜去作業

(4) 青少年薬物乱用防止対策

教育委員会等と連携し、学校での薬物乱用防止教室等に講師を派遣するとともに、令和元年8月5日に兵庫県薬物乱用対策推進会議で採択した青少年へのメッセージを活用の上、薬物見本やDVDなど視聴覚機材等を用いた啓発活動を実施している。

＜令和6年度実施状況＞ 講師派遣：186回、参加者：18,828人

(5) SNS(X(旧Twitter))を利用した若年層への大麻乱用防止啓発

SNSは大麻をはじめとする違法薬物の取引に利用されており、中でもXが利用されていることから、地域、年齢等でターゲットを絞り、「クサ」等の隠語をキーワードとして、警告メッセージを表示(バナー広告)させることで乱用防止を図る。

＜令和6年度実施状況＞バナー広告表示回数：514,904回、リンククリック数990回

(6) 危険ドラッグ(大麻グミ等)に対する普及啓発

大麻グミ等の危険ドラッグは、規制と構造変化を繰り返していることから、供給元の取締りだけでは十分な効果が期待できないため、購入側へ正しい知識を普及することが必要である。特に、危険ドラッグは若い世代を中心に乱用されていることから、SNS(Instagram)の広告機能を利用した啓発及び青少年が多く集まる繁華街の街頭ビジョンでの動画放映による啓発を行っている。また、大学生による薬物乱用が大きな問題となっていることから、県内の大学及び短期大学の学園祭等において、啓発資材を配布し普及啓発を実施する。

3 薬物依存・中毒者対策

【214千円】

健康福祉事務所等45か所に薬物相談窓口を設置し、覚醒剤等薬物に関する相談に応じるとともに、県立精神保健福祉センターにおいて薬物依存者及びその家族に対する家族教室や医師による個別相談を実施し、薬物離脱や社会復帰を支援している。

＜令和6年度県施設実施状況＞ 電話相談対応等：329件

V 血液確保及び造血幹細胞移植推進対策

現在、輸血用の血液製剤は、全て国内の献血で賄われているが、血漿分画製剤（※5）の自給率は、アルブミン製剤で約71%等となっている。

県においては、400mL献血と成分献血参加者の確保を中心とした献血運動を推進するとともに、将来に向け、若年層への普及啓発を一層強化している。

また、白血病等の血液難病に対する治療法である造血幹細胞移植（骨髄移植、臍帯血移植、末梢血幹細胞移植）（※6）を推進するため、県民に対し、正しい知識の普及啓発等を行っている。



1 血液確保対策

【32,311千円】

(1) 献血運動の推進

効率的な計画献血を推進するため、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき「兵庫県献血等推進計画」を策定し、啓発事業を展開している。

ア 確保すべき献血者数

県民医療に必要な血液を常時安定して確保するため、令和7年度の献血参加者等の目標数を定め、兵庫県赤十字血液センター及び関係機関と連携し、献血者の確保を図っている。

＜令和7年度献血確保目標・令和6年度実績＞

区 分	7年度	6年度		
	目 標	目 標	実 績	対目標
血 液 量	91,845 L	91,721 L	92,413 L	100.8%
献 血 参 加 者 数	230,200人	233,800人	234,239人	100.2%
献 血 者 数	207,547人	207,499人	209,451人	100.9%

イ 県民に対する普及啓発

献血者が減少する冬期を中心に、市町と連携してポスターや新聞等を活用した幅広い広報を行い、県民に献血への理解と協力を求めている。

また、全ての血液を常時安定して確保するため、兵庫県赤十字血液センターと連携し、複数回献血者の確保を図っている。

ウ 若年者層に対する献血思想の普及啓発

少子高齢化が進行するなか、将来にわたり安定した献血参加者の確保を図るため、高校生を中心とした若年者層に、ボランティアとしての献血の意義と正しい知識の普及啓発を推進している。

(ア) 高校生献血等推進ボランティア事業の実施

＜令和6年度実施状況＞ 実施高校：6校

(イ) 兵庫県学生献血推進協議会が企画した学生献血推進イベント事業の実施

＜令和6年度実施状況＞ 主要イベント：6回



(P12 7 参照)

(2) 血液製剤の適正使用の推進

血液製剤は、人の血液を原料とする有限で貴重なものであると同時に、原料に由来する感染リスクについて特段の注意を払う必要があるため、合同輸血療法委員会や輸血医療従事者を対象にした研修会を開催し、血液製剤の適正使用を推進している。

＜令和6年度実施状況＞ 研修会開催：1回 参加者：145人

(3) 兵庫県赤十字血液センターへの助成

平成15年7月に神戸東部新都心に新築移転を行った兵庫県赤十字血液センター建築費の償還金の一部について、元利補給を行っている。

＜期間＞ 平成15～令和9年度 ＜令和7年度元利補給金額＞ 31,982千円

2 造血幹細胞確保対策

【3,402千円】

(1) 造血幹細胞移植事業の普及啓発の推進

毎年10月の全国一斉「骨髄バンク推進月間」を中心とした広報媒体による普及啓発とともに、大学生等を対象とした特別講義を実施し、理解・協力を求めている。

＜令和6年度特別講座実施状況＞ 大学等：5校 参加者：958人

(2) 骨髄等ドナー登録の推進

兵庫県赤十字血液センター、市町及び各支援団体等の連携を図り、献血会場を活用した献血併行型骨髄等ドナー登録会を積極的に開催し、ドナー登録者の確保に努めている。

また、平成29年度に骨髄ドナー休暇制度の導入や普及啓発等に取り組む企業に対する支援金交付制度を創設し、ドナーが骨髄提供しやすい職場環境づくりを推進している。

さらに、令和3年度に骨髄等の提供を行った者への助成を実施する市町に対し県が補助を行うことにより、ドナーの負担を軽減し、ドナー登録者の確保と骨髄等移植率向上促進に努めている。

＜令和6年度実施状況＞ 献血併行型骨髄等ドナー登録会：30回 登録者数：236人

骨髄ドナー確保等活動支援：11企業に支援金1,260,000円交付

市町への助成：18市町に4,870,000円補助

＜登録者等の状況（令和7年3月末日現在）＞

区 分	骨髄等ドナー有効登録者数		骨髄移植希望者数 (患者数)
	現在登録者数	対前年増加数 (増加率%)	
全 国	562,452人	8,329人 (1.5%)	1,149人 (国内)
兵庫県	20,485人	20人 (0.1%)	57人 (全国の5.0%)

(3) 臍帯血バンク事業の推進

NPO法人兵庫さい帯血バンクと連携・協力して、妊産婦への普及啓発や臍帯血の採取に従事する医療関係者等に対する技術向上のための研修を実施している。

＜臍帯血バンク事業の状況＞（令和7年3月末現在）

区 分	公開保存数	累計供給数	うち6年度供給数
全 国（6バンク計）	10,204本	26,169本	1,345本
兵庫さい帯血バンク	1,289本	2,990本	210本

（データ提供元：造血幹細胞移植情報サービス）

VI 温泉対策

1 温泉掘削等の許認可

【160千円】

温泉法に基づき設置した「兵庫県環境審議会温泉部会」の意見を聴いて、温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の増掘又は動力の装置の許可を行うほか、温泉の利用に係る許可並びに届出等の審査を行い、温泉の保護及びその利用の適正化を図っている。

2 温泉の採取に伴う災害の防止対策

温泉法に基づき、県内の業として温泉を採取する源泉のうち、採取に伴い発生する可燃性天然ガスの分離設備等が必要な源泉に対して、同設備の整備を指導し、災害の防止を図っている。

＜源泉数＞（令和6年3月末現在）

地区 区分	神戸・阪神		播磨	但 馬			丹波	淡路	計
		有 馬			城 崎	湯 村			
源 泉 総 数	180	43	76	141	10	62	12	32	441
うち利用源泉数	121	34	40	76	4	29	7	21	265
うちガス分離 設備必要源泉数	39	2	15	1	0	0	4	7	66

資 料 編

1 薬事監視結果（令和7年3月末現在）

区 分		立 入 検 査 対象施設数	立 入 検 査 実 施 数	違 反 施 設 数	行 政 処 分 数
製 造 業	医薬品等製造販売業・ 製造業	9 0 9	1 9 7	7	0
	医療機器修理業	1 9 0	4 6	0	0
	小 計	1, 0 9 9	2 4 3	7	0
薬 局 ・ 医 薬 品 販 売 業	薬 局 (薬局製造業等を含む)	1, 2 0 0	5 0 4	8	0
	店 舗 販 売 業	4 5 8	1 5 9	2	0
	卸 売 販 売 業	4 4 3	1 3 1	2	0
	特 例 販 売 業	1	0	0	0
	配 置 販 売 業	1 5 1	4	0	0
	小 計	2, 2 5 3	7 9 8	12	0
高度管理医療機器 等販売業・貸与業		1, 0 7 0	4 0 7	7	0
再生医療等製品販売業		4 5	1	0	0
合 計		4, 4 6 7	1, 4 4 9	2 6	0

注）薬局、薬局製造業等、店舗販売業、特例販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業は保健所設置市を除く。

2 医薬分業率の推移 (単位：%)

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
兵庫県	67.4	68.7	70.2	71.5	72.4	73.2	74.3	73.8	75.0	78.3
全 国	68.7	70.0	71.7	72.8	74.0	74.9	75.7	75.3	76.6	80.3
近畿圏	59.1	60.8	62.6	64.2	65.6	66.9	68.4	68.3	69.7	73.3

医薬分業率 = 薬局への処方せん枚数 ÷ 外来処方件数（全体）

3 ジェネリック医薬品（後発医薬品）の数量シェアの推移 (単位：%)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
兵庫県	71.0	73.0	76.1	78.1	78.9	81.2	87.2
全 国	72.6	76.7	78.3	79.0	79.0	80.2	85.0

兵庫県：各年度10月調べ

全 国：9月の薬価調査に基づく集計値（厚生労働省調べ）

4 毒物劇物監視結果（令和7年3月末現在）

区 分	立 入 検 査 対 象 施 設 数	立 入 検 査 実 施 数	違 法 反 数	行 処 分 数
毒物劇物製造・輸入業	2 2 2	3 5	1	0
毒 物 劇 物 販 売 業	7 0 8	2 5 2	1	0
特 定 毒 物 研 究 者	2 4	4	0	0
特 定 毒 物 使 用 者	3 3	0	0	0
要届出業務上取扱者	1 4	1	0	0
届出不要業務上取扱者	—	1 5 0	0	0
計	1, 0 0 1	4 4 2	2	0

注）毒物劇物販売業、要届出業務上取扱者及び届出不要業務上取扱者は保健所設置市を除く。

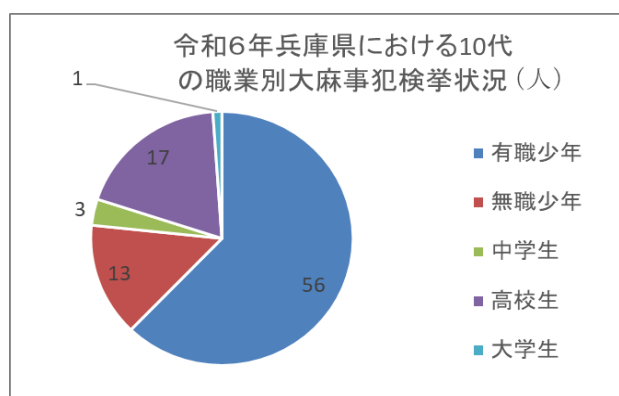
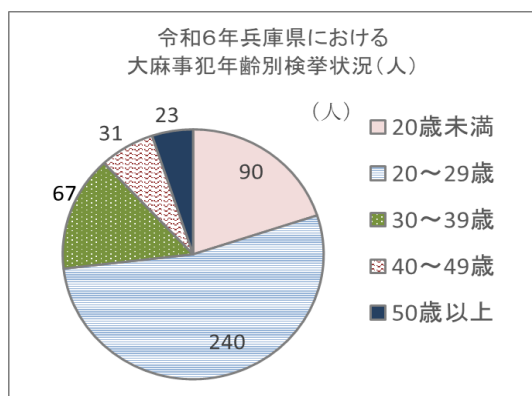
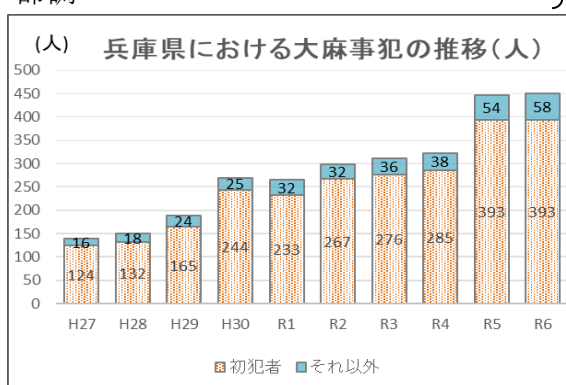
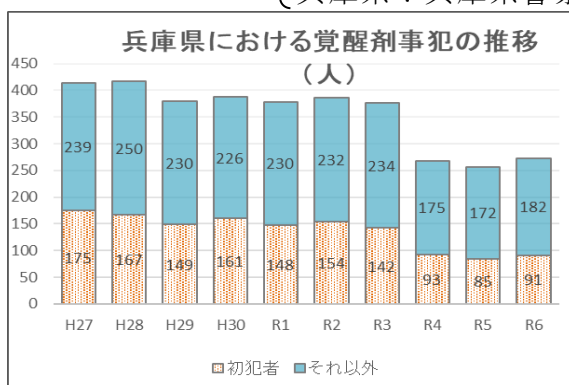
5 薬物事犯検挙者の状況

（単位：人）

区 分	全 国					兵 庫 県				
	令2	令3	令4	令5	令6	令2	令3	令4	令5	令6
検挙者数	14,567 (14,079)	14,408 (13,862)	12,621 (12,142)	13,815 (13,330)	— (13,462)	699	714	616	724	766
覚醒剤	8,654 (8,471)	7,970 (7,824)	6,289 (6,124)	6,073 (5,914)	— (6,124)	386	376	268	257	273
大麻	5,260 (5,034)	5,783 (5,482)	5,546 (5,342)	6,703 (6,482)	— (6,078)	299	312	323	447	451
麻薬※	653 (574)	655 (556)	786 (676)	1,039 (934)	— (1,260)	14	26	25	20	42

※向精神薬・あへん事犯を含む

全 国：上段 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料
下段 警察庁調べ
兵庫県：兵庫県警察本部調べ

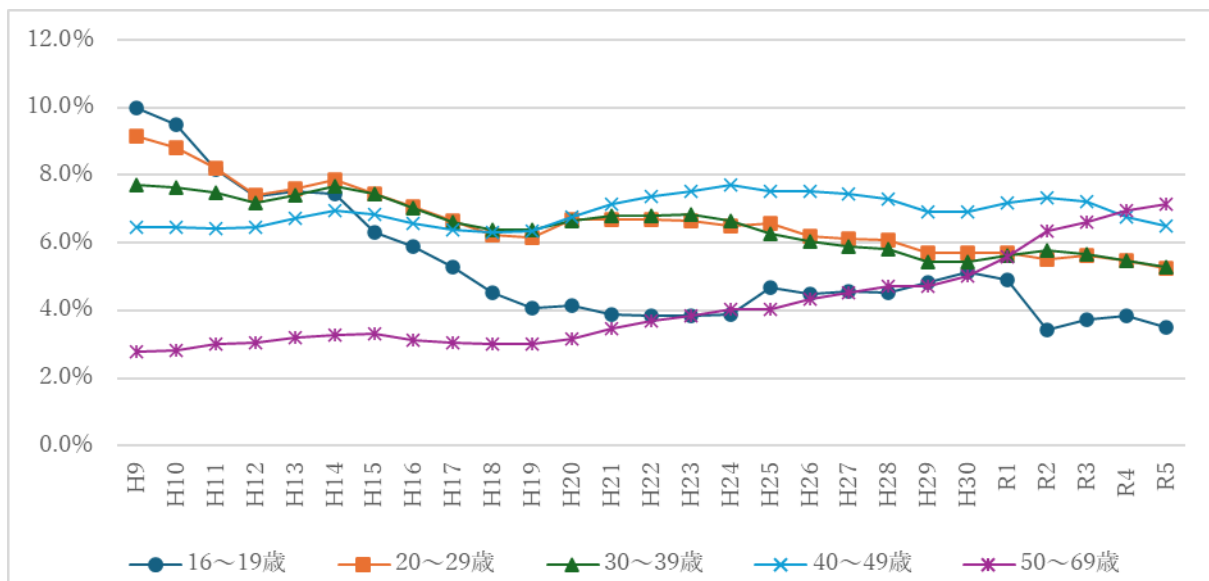


6 麻薬関係監視結果（令和7年3月末現在）

区 分		立 入 検 査 対象施設数	立 入 検 査 実 施 数	違 反 施 設 数	行 政 処 分 数
麻 薬	麻 薬 卸 売 業	3 5	1 0	0	0
	麻 薬 小 売 業	2, 5 2 4	4 3 7	6	0
	病 院	3 3 9	1 4 3	3	0
	診 療 所	2, 1 9 6	5 6	3	0
	麻 薬 研 究 者	1 5 9	7	2	0
	小 計	(5, 2 5 3)	(6 5 3)	(1 4)	(0)
向 精 神 薬	向精神薬卸売業	3	0	0	0
	向精神薬試験研究施設	8 4	6	0	0
	向精神薬診療施設	※	※	0	0
	向精神薬取扱薬局	※	※	0	0
	小 計	(8 7)	(6)	(0)	(0)
覚 せ い 剤 関 係	覚せい剤施用機関	2	0	0	0
	覚せい剤研究者	2 3	6	0	0
	覚せい剤原料取扱者	5 0	1 1	0	0
	覚せい剤原料研究者	8	3	0	0
	覚せい剤原料取扱医療機関	※	※	1	0
	覚せい剤原料取扱薬局	※	※	3	0
	小 計	(8 3)	(2 0)	(4)	(0)
大 麻 研 究 者		0	2	0	0
合 計		5, 4 2 3	6 8 1	1 8	0

※薬事又は麻薬の立入検査数で計上しており、重複するため記載していない。

7 年代別献血率の推移



献血率 = 年代別献血者数 ÷ 年代別人口

8 (参考) 県内の管轄自治体別薬局等施設数(令和7年3月末現在)

管轄自治体		兵庫県	保健所設置市					計	合計
			神戸市	姫路市	尼崎市	西宮市	明石市		
製 造 業	医薬品等製造販売業	328							328
	医薬品等製造業	581							581
	医療機器修理業	190							190
	小 計	1,099							1,099
薬 局 ・ 医 薬 品 販 売 業	薬 局 (薬局製造業等を含む)	1,200	821	311	275	248	162	1,817	3,017
	店 舗 販 売 業	458	311	146	95	79	58	689	1,147
	卸 売 販 売 業	443							443
	薬 種 商 販 売 業	0							0
	特 例 販 売 業	1	0	0	0	0	0	0	1
	配 置 販 売 業	151							151
	小 計	2,253	1,132	457	370	327	220	2,506	4,759
	高度管理医療機器等 販売業・貸与業	1,070	1,075	350	299	263	159	2,146	3,216
再生医療等製品販売業		45							45
合 計		4,467	2,207	807	669	590	379	4,652	9,119

用 語 編

【医薬品等の安全対策の推進について】

区分	頁	用 語	解 説 内 容
※1	3	ジェネリック医薬品 (後発医薬品)	新薬（日本で最初に発売された薬）の特許が切れた後に厚生労働大臣の承認を得て発売される薬のことで、「後発医薬品」または「後発品」と呼ばれる。 特許が切れれば、有効成分や製造方法は共有の財産となり、同じ成分・効能の医薬品が安価に提供される。
※2	4	地域連携薬局制度等	患者が自身に適した薬局を選択できるよう、基準を満たした薬局からの申請を受けて機能別に知事が認定する制度。 他の医療提供施設と連携し、地域における薬剤等の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な機能を有する「地域連携薬局」と他の医療提供施設と連携し、専門的な薬学的見地に基づく指導を実施するために必要な機能を有する「専門医療機関連携薬局」がある。
※3	4	溶出試験	医薬品の品質を一定水準に確保することを目的として、錠剤やカプセル等からの主成分の溶出時間、溶出濃度等を測定して、溶出規格（日本薬局方等）への適合性を試験する方法。
※4	5	危険ドラッグ	植物片等に、覚醒剤や大麻等の規制薬物に化学構造を似せて合成された物質などが添加された乱用薬物の総称。 乾燥植物片状、粉末状、液体状、固体状（錠剤）といった様々な形態がある。「合法ハーブ」「アロマ」「リキッド」「お香」等と称して販売され、乱用者が病院に救急搬送されたり、交通事故や事件を引き起こし、社会問題となった。
※5	7	けっしょうぶんかくせいざい 血漿分画製剤	多人数から得られた血漿成分を集めて原料血漿とし、この原料血漿から治療に有用なタンパク質を抽出し、高純度に精製したもの。 アルブミン製剤、免疫グロブリン製剤、血液凝固因子製剤があり、急な出血や火傷、重症感染症、血友病など、目的に応じて使用される。
※6	7	造血幹細胞移植	白血病などにより、血液を造る機能が正常に働かなくなった患者の骨髄を健康な人（ドナー）の骨髄と置き換えて（実際は骨髄液を静脈から注入して）病気を根本的に治す治療法。
		臍帯血移植	臍帯血とは、胎盤とへその緒（臍帯）の中に含まれる血液のことで、赤血球、白血球、血小板などを造り出す細胞（造血幹細胞）がたくさん含まれており、これを患者に移植する治療法。
		末梢血幹細胞移植	末梢血幹細胞とは、人の血管内を循環している血液（末梢血）中の造血幹細胞のこと。 骨髄に比べると、末梢血中の造血幹細胞は少ないため、ドナーに造血幹細胞を増やす薬を注射し、血液中に産生された造血幹細胞をドナーから採取し、これを患者に移植する治療法。